

告 示

埼玉県告示第四百六十七号

狭山市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和七年六月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

調査を行っ た者の名称	調査を行っ た時期	成 果 の 調 査 を 行 っ た 認 証
狭山市	令和五年度	地籍図二十一枚
	令和六年度	地籍簿三冊
	狭山第五十八地 区（中央三丁目、 中央四丁目、入間 川字上窪の各一 部）	令和七年六月 四日